

事 務 連 絡
平成 2 8 年 1 2 月 9 日

一般財団法人
日本尊厳死協会 御中

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

認定通知書

貴法人から平成 2 7 年 1 2 月 2 2 日付けでされた、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 1 8 年法律第 4 9 号）第 4 条の認定に係る申請に対する結果を通知します。

本件担当

所属部署：内閣府大臣官房公益法人行政担当室

氏 名：安瀬 紀子

電話番号：03-5403-9816

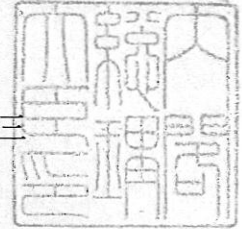
F A X：03-5403-0530



府益担第1612号
平成28年12月9日

一般財団法人日本尊厳死協会
代表者 岩尾 総一郎 殿

内閣総理大臣
安倍 晋三



公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
第4条の認定に係る申請に対する結果について

平成27年12月22日付け貴法人の標記申請については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第1号及び第8号に規定する公益認定の基準に適合すると認めることができないので、同法第4条の規定による認定をすることはできない。

なお、本処分は、公益認定等委員会答申（平成28年12月2日府益第1096号）を受けて行うものであり、処分の理由は同答申別紙2記載のとおりである。

（教示）

この処分に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。なお、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、行政不服審査法に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に内閣総理大臣に対して審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日から6か月以内に提起しなければならないこととされています。なお、当該判決があったことを知った日から6か月以内であっても、当該判決の日から1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

府益第1096号
平成28年12月2日

内閣総理大臣
安倍 晋三 殿

公益認定等委員会
委員長 山下 徹



答申書

平成28年11月18日付け府益担第1465号をもって公益認定等委員会に諮問があった件につき、下記のとおり答申します。

記

上記諮問に係る別紙1記載の法人については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第1号及び第8号に掲げる公益認定の基準に適合すると認めることができないので、不認定とするのが相当である。その理由の詳細は、別紙2記載のとおりである。

別紙 1

1. 法人コード：A024450
2. 法人の名称：一般財団法人日本尊厳死協会
3. 代表者の氏名：岩尾 總一郎
4. 主たる事務所の所在場所
東京都文京区本郷二丁目 27 番 8 号